

商店リフォーム支援事業補助金対象工事

対象	対象工事の例（新型コロナウイルス感染症対策工事含む）
工事 (市内業者による 施工であること)	<p><u>【対象となる工事（○）】</u></p> <ul style="list-style-type: none">○屋根の修復（張替え、防水など）○床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装など○襖、障子、網戸、畳の張替え○床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの○外壁の塗り直し○扉の交換○窓ガラス、サッシの交換○ドアの電動化○店舗間仕切りの変更○建物に付属した看板、オーニング（日よけ）等の修復や設置○床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え○厨房の改修○給排水、衛生（換気を含む）設備に関するもの○給湯設備に関するもの○電気、ガスに関するもの○エアコンの設置、その他空調に関するもの○客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの○（理・美容業）の客用椅子の取替え○防災設備に関するもの <p><u>【対象とならない工事（×）】</u></p> <ul style="list-style-type: none">×車庫、物置き、倉庫等の設置×門扉、ブロック塀の設置や駐車場など×植樹、剪定などの植栽に関するもの×太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの×建物に付属していない看板×外構工事及び屋外設備の設置×防犯用のカメラ及びライトの設置×清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など×浄化槽の設置、修繕×工事費が特段、高価と認められるもの×店舗等で必要であると認められないもの